

(別表1)

加入金の額及びその払込みの方法

1. 加入金の額

区 分	金 額 (円)
商 工 業 者 (特別会員含む)	2, 0 0 0
定款会員 (相互会社、中小企業等共同組合、信用金庫、労働金庫、公社、青色申告会、法人会、 スタンプ会、商店会、 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人、 医療法人、 社会福祉法人、 産学関連・商工会事業等に関わる学校法人、 地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する社団法人、 一般社団法人、公益社団法人 地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する財団法人、 一般財団法人、公益財団法人 まちづくり、教育・文化、観光資源等として地域経済の発展に貢献する宗教法人、 医師、歯科医師、助産婦)	0
青年部・女性部の部長及び副部長	5 0 0

2. 加入金の払込みの方法

理事会の承認後、現金又は口座振替により納入するものとする。

(別表2)

会費の額及び払込の方法並びに納期

1. 会費の額

会費の定めは、①一般基準表・②特別基準表による。

① 一般基準表

東松島市において、引き続き6ヶ月以上営業所、事務局、工場又は事務所(以下「営業所等」という)を有する商工業者

組織形態	個人	法人			
		特例有限会社 合名会社 合資会社 合同会社	株式会社		
会費額	月額	月額	区分	月額	
	1,000円	1,500円	資本金	製造業 (3億円以下)	2,000円
				卸売業 (1億円以下)	
				小売業 (5千万円以下)	
				サービス業 (5千万円以下)	
				その他 (5千万円以下)	
			上記以外	3,000円	

② 特別基準表

区 分	会費月額
(1) 定款第9条(1)に定める本商工会の地区内に引き続き6ヶ月に満たない期間営業所等を有する商工業者(定款会員)	上記①の会費の額に準ずる金額
(2) 特別会員のうち事業者であるもの (上記①の一般基準表、組織形態に該当するもの)	上記①の会費の額に準ずる金額
(3)・定款第9条(2)および(3)に定める会員 ・特別会員のうち非事業者等 (上記①の一般基準表、組織形態に該当しないもの)	2,000円
(4) 青年部・女性部の部長及び副部長(事業主である者を除く)	500円
(5) 大規模小売店舗(※) ※ 大規模小売店舗立地法に基づく店舗 (店舗面積1,000㎡以上の店舗)	会長は、理事会の議に付し、承認を得る。
(6) 同一経営者および同族(家族等)による複数事業所加入(特例) 会員が自己の経営する未加入事業所を加入させるとき、又は、自己が過半数の株式を有する未加入事業所を加入させるとき	主たる事業所の会費額の4分の1とする。但し、500円を下限とする。

2. 払込方法

原則として口座振替による納入(年3回又は一括)

3. 納期 第1期 6月 第2期 10月 第3期 2月

4. 事務所の内容変更等事情を考慮すべき場合は、理事会の判断による。